

## 令和7年度家畜商講習会開催要領

### 第1 目的

家畜商法第3条第2項第1号の規定に基づき、家畜商になろうとする者に対し、家畜取引の業務に関する必要な知識を習得させることを目的とする。

### 第2 受講対象者

今後家畜の取引を営もうとする者

### 第3 開催日及び場所

- (1) 期日 令和7年9月4日(木)～9月5日(金)：2日間  
[受付時間：9月4日(木)午前8時30分～午前9時00分]
- (2) 時間 午前9時～午後5時(両日とも)
- (3) 場所 秋田市寺内蛭根1-15-5  
秋田県中央家畜保健衛生所 TEL.018(864)0401

### 第4 講習科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

### 第5 受講申込み方法及び受付

- (1) 申込方法  
別紙様式第1号「家畜商講習会受講申込書」へ必要事項を記入の上、提出すること。  
なお、獣医師又は家畜人工授精師は受講科目の一部免除の特例措置があるので、申込書に別紙様式第2号「免除申請書」及び「当該免許証の写し」を添付すること。
- (2) 受付期間 令和7年7月22日(火)から8月22日(金)
- (3) 受付場所 住所地(市町村)を管轄する家畜保健衛生所

### 第6 講習会手数料の納付

受講希望者は、秋田県家畜商免許等手数料徴収条例第2条第2号の規定に基づき、家畜商講習会手数料として秋田県財務規則第68条の規定による証紙納付書(別紙様式第3号)に3,400円の秋田県証紙を貼り、家畜商講習会申込書とともに提出すること。

### 第7 修了証書の交付

講習会の全課程を修了した者に対して、修了証明書を交付する。

### 第8 その他

- (1) 受講者は、次の「講習会テキスト」を準備し、講習会に持参すること。  
家畜商講習会テキスト「家畜取引の知識」改訂版(発行 株ぎょうせい)  
(講習会テキストの配布希望者には、講習会の開催当日に講習会の会場において、秋田県家畜商業協同組合が有償配布(3,740円)しますので、受講申込時に、その旨を申し出ること。)
- (2) 受講者は、講習会受講時に「筆記用具」を準備すること。